

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名                      |
|-------|---------------------------|
| 28    | 障害者総合支援法による更生医療業務 基礎項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

岡崎市は、障害者総合支援法による更生医療業務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

岡崎市長

## 公表日

令和5年4月1日

# I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務     |  |
|--------------------------|--|
| ①事務の名称                   | 障害者総合支援法による更生医療業務  |
| ②事務の概要                   | <p>障害者総合支援法に基づき、更生医療業務として、身体障がい者手帳の交付を受けている18歳以上の者が、自立と社会経済活動への参加の促進を図り、身体の機能の回復を図る為に必要となる医療の給付を行っている。<br/>本事務では以下の事務を行っている。</p> <p>①受給資格の認定(新規・再認定・変更)申請受理<br/>②受給資格(更生医療の受給対象となる医療かどうか等)を有するかについて、愛知県への判定依頼<br/>③愛知県からの判定結果受理<br/>④受給者世帯の所得等調査(生活保護受給状況・年金受給状況・所得)<br/>⑤所得等情報の突合に基づく利用者負担区分等の決定又は申請の却下<br/>⑥受給者証・決定通知・却下通知・上限管理表等の発行<br/>⑦更生医療費の給付、審査支払機関等への医療費の支払<br/>⑧医療費請求情報の審査、指定医療機関との過誤調整<br/>⑨国・県への各種報告等<br/>⑩転入者・転出者の受給状況確認の為に台帳関連書類依頼や送付</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取扱う。</p> <p>④受給者世帯の所得等調査(生活保護受給状況・年金受給状況・所得)<br/>⑩転入者・転出者の台帳関連書類依頼や送付</p> |
| ③システムの名称                 | 1 福祉総合システム(障がい福祉業務)<br>2 中間サーバー<br>3 中間サーバーコネクタ(団体内統合宛名管理システム)<br>4 住民基本台帳ネットワークシステム<br>5 宛名管理システム<br>6 住民記録システム(既存住民基本台帳システム)<br>7 データ連携基盤(庁内連携システム)  |
| 2. 特定個人情報ファイル名           |  |
| 障がい者福祉情報ファイル             |  |
| 3. 個人番号の利用               |  |
| 法令上の根拠                   | 番号利用法第9条第1項 別表第1の84の項  |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 |  |
| ①実施の有無                   | [ 実施する ] <div style="float: right;">             &lt;選択肢&gt;<br/>             1) 実施する<br/>             2) 実施しない<br/>             3) 未定           </div>  |
| ②法令上の根拠                  | <p>【情報の照会に係る根拠】<br/>番号利用法第19条第8号 別表第2の108、109、110の項</p> <p>【情報の提供に係る根拠】<br/>・番号利用法第19条第8号 別表第2の8、11、16、20、26、53、56の2、87、108、116の項</p> <p>【8_障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報】</p>  |
| 5. 評価実施機関における担当部署        |  |
| ①部署                      | 福祉部障がい福祉課  |
| ②所属長の役職名                 | 障がい福祉課長  |
| 6. 他の評価実施機関              |  |
| -                        |  |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求   |  |
| 請求先                      | 444-8601<br>愛知県岡崎市十王町二丁目9番地 岡崎市福祉部障がい福祉課   |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ |  |
| 連絡先                      | 444-8601 岡崎市十王町2丁目9番地 岡崎市福祉部障がい福祉課<br>電話番号:0564-23-6163 ファックス番号:0564-25-7650   |

## II しきい値判断項目

| 1. 対象人数                                |                   |  |
|--|-------------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人が                       | [ 1,000人以上1万人未満 ] | <選択肢><br>1) 1,000人未満(任意実施)<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か                               | 令和5年1月20日 時点      |  |
| 2. 取扱者数                                |                   |  |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か                 | [ 500人未満 ]        | <選択肢><br>1) 500人以上 2) 500人未満   |
| いつ時点の計数か                               | 令和5年1月20日 時点      |  |
| 3. 重大事故                                |                   |  |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生なし ]          | <選択肢><br>1) 発生あり 2) 発生なし   |

## III しきい値判断結果

| しきい値判断結果          |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

## IV リスク対策

|   |  |  |
|---|--|--|
| <b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>                                    |  |  |
| [ 基礎項目評価書 ]   |  | <選択肢><br>1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書<br>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| <b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>                   |  |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か  | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| <b>3. 特定個人情報の使用</b>   |  |  |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か                         | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か                 | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| <b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない                            |  |  |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か                                       | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| <b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ ]提供・移転しない |  |  |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か  | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| <b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)          |  |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か  | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か   | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| <b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>  |  |  |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か                                     | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| <b>8. 監査</b>  |  |  |
| 実施の有無   | [ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査 |  |
| <b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>  |  |  |
| 従業者に対する教育・啓発  | [ 十分に行っている ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている<br>2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない  |

## 変更箇所

| 変更日        | 項目          | 変更前の記載   | 変更後の記載  | 提出時期 | 提出時期に係る説明      |
|------------|-------------|--|---|------|----------------|
| 平成29年2月15日 | 全般          | 「番号法」  | 「番号利用法」   | 事後   | 法改正に伴う略称の変更のため |
| 平成29年2月15日 | I 4②法令上の根拠  | (情報の照会に係る根拠)<br>番号法第19条第7項 別表第二の第108、109、110の項<br>(情報の提供に係る根拠)<br>番号法第19条第7項 別表第二の16、26、56の2、84、87、116の項及び主務省令第12、19、30、31、44条   | (情報の照会に係る根拠)<br>番号利用法第19条第7項 別表第二の第108、109、110の項及び番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第55、55条の2<br>(情報の提供に係る根拠)<br>番号利用法第19条第7項 別表第二の16、26、56の2、87、116の項及び番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12、19、30、44条   | 事後   | 該当条文の追加及び削除    |
| 平成29年2月15日 | II 1, 2計数時点 | 平成27年8月1日時点  | 平成28年12月1日時点  | 事後   | 該当数の更新         |
| 平成29年11月1日 | 全般          | 番号利用法別表第一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令   | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令  | 事後   | 略称から正式名称に変更    |
| 平成29年11月1日 | 全般          | 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令   | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令  | 事後   | 略称から正式名称に変更    |
| 平成29年11月1日 | II 1, 2計数時点 | 平成28年12月1日時点   | 平成29年11月1日時点  | 事後   | 該当数の更新         |
| 平成31年4月1日  | I 4②法令上の根拠  | 【情報の提供に係る根拠】<br>番号利用法第19条第7項 別表第二の16、26、56の2、87、116の項及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12、19、30、44条<br>【8 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報】<br>【情報の照会に係る根拠】<br>番号利用法第19条第7項 別表第二の108、109、110の項及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第55、55条の2、55条の3 | 【情報の照会に係る根拠】<br>・ 番号利用法第19条第7号 別表第二の108、109、110の項<br>・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2主務省令」という。)第55条-6,7,11、55条の2、55条の3-1,2,4<br>【情報の提供に係る根拠】<br>・ 番号利用法第19条第7号 別表第二の16、26、56の2、87、116の項<br>・ 別表第2主務省令第7条2-二、3-ホ、10条1-二、2-ロ、3-ホ、4-ハ、12条1-ハ、2-ロ、4-二、6-ロ、8-二、14条1-ハ、2-ハ19条1-チ、同条2-6、30条12、44条1-チ、同条2-6、55条1-ホ、2-ハ、5-ハ、8-ハ、9-二、59条の2-1-二<br>【8 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報】 | 事後   | 該当条文の追加        |
| 平成31年4月1日  | II 1, 2計数時点 | 平成29年11月1日時点   | 平成31年1月30日時点  | 事後   | 該当数の更新         |
| 平成31年4月1日  | I 5②所属長     | 障がい福祉課長 内田 次夫  | 障がい福祉課長   | 事後   |                |
| 平成31年4月1日  | IV 1        | —  | 基礎項目評価  | 事後   |                |
| 平成31年4月1日  | IV 2        | —  | 十分である   | 事後   |                |
| 平成31年4月1日  | IV 3        | —  | 十分である   | 事後   |                |
| 平成31年4月1日  | IV 4        | —  | 十分である   | 事後   |                |
| 平成31年4月1日  | IV 5        | —  | 十分である   | 事後   |                |

| 変更日       | 項目  | 変更前の記載  | 変更後の記載   | 提出時期 | 提出時期に係る説明                      |
|-----------|---|---|--|------|--------------------------------|
| 平成31年4月1日 | IV6   | —   | 十分である  | 事後   |                                |
| 平成31年4月1日 | IV7   | —   | 十分である  | 事後   |                                |
| 平成31年4月1日 | IV8   | —   | 自己点検・内部監査  | 事後   |                                |
| 平成31年4月1日 | IV9   | —   | 十分である  | 事後   |                                |
| 令和2年10月1日 | II 1, 2計数時点                                 | 平成31年1月30日時点  | 令和2年3月31日時点  | 事後   | 該当数の更新                         |
| 令和3年9月1日  | I 4②法令上の根拠                                  | 【情報の照会に係る根拠】<br>・番号利用法第19条第7号<br>【情報の提供に係る根拠】<br>・番号利用法第19条第7号  | 【情報の照会に係る根拠】<br>・番号利用法第19条第8号<br>【情報の提供に係る根拠】<br>・番号利用法第19条第8号   | 事後   | 法改正に伴う修正であり、事前の提出・公表が義務付けられない。 |
| 令和4年4月1日  | I 3法令上の根拠                                   | 1 番号利用法第9条第1項 別表第1の84の項<br>2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第60条   | 番号利用法第9条第1項 別表第1の84の項  | 事後   |                                |
| 令和4年4月1日  | I 4②法令上の根拠                                  | 【情報の照会に係る根拠】<br>・番号利用法第19条第8号 別表第2の108、109、110の項<br>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2主務省令」という。)第55条-6,7,11、55条の2、55条の3-1,2,4<br>【情報の提供に係る根拠】<br>・番号利用法第19条第8号 別表第2の16、26、56の2、87、116の項<br>・別表第2主務省令第7条2-ニ、3-ホ、10条1-ニ、2-ロ、3-ホ、4-ハ、12条1-ハ、2-ロ、4-ニ、6-ロ、8-ニ、14条1-ハ、2-ハ19条1-チ、同条2-6、30条12、44条1-チ、同条2-6、55条1-ホ、2-ハ、5-ハ、8-ハ、9-ニ、59条の2-1-ニ<br>【8_障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報】 | 【情報の照会に係る根拠】<br>番号利用法第19条第8号 別表第2の108、109、110の項<br>【情報の提供に係る根拠】<br>・番号利用法第19条第8号 別表第2の8、11、16、20、26、53、56の2、87、108、116の項<br>【8_障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報】 | 事後   |                                |
| 令和4年4月1日  | II しきい値判断項目<br>1、対象人数<br>2、対象人数<br>いつ時点の計数か | 令和2年3月31日時点   | 令和3年3月31日時点  | 事後   |                                |
| 令和5年4月1日  | II 1, 2計数時点                                 | 令和3年3月31日時点   | 令和5年1月20日時点  | 事後   |                                |